

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年8月27日
【事業年度】	第5期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大橋 光博
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月30日に提出いたしました第5期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第二部 提出会社の保証会社等の情報

第2 保証会社以外の会社の情報

3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 頁で示してあります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第2【保証会社以外の会社の情報】

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

(訂正前)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成22年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 略
- ② 略
- ③ 略
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成22年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

- ⑤ 略
- ⑥ 略
 - (a) 略
 - (b) 略
 - (c) 略

(訂正後)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成22年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 略
- ② 略
- ③ 略
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成22年3月31日現在、2名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

- ⑤ 略
- ⑥ 略
 - (a) 略
 - (b) 略
 - (c) 略